

「子ども子育て支援制度」が始まります

子ども・子育て支援に関する法律（子ども・子育て関連3法）が成立したことを受け、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度にスタートする予定です。

問町民福祉課 児童係 ☎ 52 - 5810

新制度で変わること

- 幼稚園、保育園などを利用するためには「支給認定」が必要となります。
- 認定区分に応じて、利用施設を選択していく仕組みになります。
- 家庭の町民税の状況により保育料が決まります。（今は所得税を基本にしています。）
- 「地域型保育事業」（少人数での保育）が制度化されました。

利用の手続きが変わります

新制度のスタートに伴い、幼稚園、保育園などを利用する際に、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。認定区分は3種類です。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳で 保育の必要性なし	認定こども園、幼稚園（※2）
2号認定（※1）	3～5歳で 保育の必要性あり	認定こども園、保育園
3号認定（※1）	0～2歳で 保育の必要性あり	認定こども園、保育園、 地域型保育事業（※3）

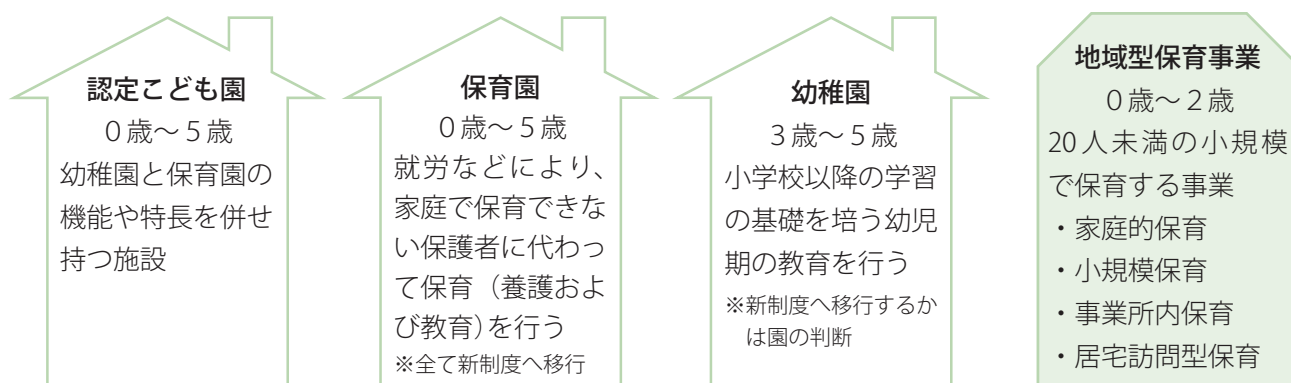
（※1）2号、3号認定は、さらに保育の必要量に応じて、「保育標準時間（1日11時間まで）」と、「保育短時間（1日8時間まで）」の2種類に区分されます。

（※2）新制度に移行しない幼稚園に入園を希望する場合は、手続きの変更はありません。
「支給認定」も不要です。

（※3）現時点では、町内での地域型保育事業実施予定者は未定です。

幼稚園、保育園などを利用している人への支援として利用費の一部を「給付費」として町が施設に支払う仕組み（法定代理受領）があります。

給付費の対象となる施設・事業



幼稚園、保育園などを利用している人だけではなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みとして「地域子ども子育て支援事業」があります。

地域子ども・子育て支援事業(抜粋)

★放課後児童クラブ

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、遊びの場を提供し健全な育成を図る事業

★地域子育て支援拠点事業

子育て支援センターにおいて、乳幼児や保護者が交流できる場所の提供。子育て相談、情報提供助言などの援助を行う事業

★病児保育事業

病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等する事業

★一時預かり事業

家庭において一時的に保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業

★妊婦健康診査

妊婦さんの健康管理と、元気な赤ちゃんを出産するため、妊娠中の14回の健康診査を公費で負担する事業

★乳児家庭全戸訪問事業

乳児(4カ月未満)のいる全ての家庭を母子保健推進員などが訪問し、子育て支援に関する情報提供を行う事業

すくすくジャパン!



麻郷全域を対象とした避難訓練を行います

【問】麻郷地域自主防災会

総務課

☎55・5202
☎52・2111

南海トラフ巨大地震による大津波発生と大雨洪水災害を想定した避難訓練を行い、今後の活動に活かすものです。

■主催 麻郷地域自主防災会
(協力＝田布施町)

【訓練想定】

○想定1

午前9時30分、南海トラフ巨大地震が発生(M9)、大津波警報が発令された。2時間後に、津波高5mの津波が予測され、町が対象の8自治会に避難勧告を発令。

※戒ヶ下、浜城、蓮輪、鳥越、八海、新川、高塔、旭

○想定2

午前9時40分、前日からの降雨量が400mmに達し、崖崩れ・土石流・河川の氾濫などの大雨洪水災害が発生する恐れが高まり、町が9自治会(津波対象以外)に避難勧告を発令。

※奈良、竹重、三宅、尾迫、助政、麻郷団地、井神、地家、泊団地

【訓練内容】

①訓練の主眼点

- ・初の訓練であり、避難情報による避難行動の体験
- ・避難所での避難状況確認、報告などの体制確認

②情報伝達

モーターサイレン吹鳴(想定1のみ)、防災メール、防災無線、広報車、防災会連絡網など

③避難場所

各自治会が設定した一時的な避難場所

④避難状況報告体制

各班↓各自治会↓麻郷本部(公民館)↓町本部

⑤その他

今回は防災教室などのイベントは実施しません。

11/30
(日)